

西宮市教育委員会における小学校生徒指導に係る非常勤講師及び小学校・中学校・義務教育学校人権課題解消に係る非常勤講師の任用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市教育委員会における生徒指導担当者の生徒指導に特化した活動時間確保のための小学校生徒指導に係る非常勤講師(以下「生徒指導に係る非常勤講師」という。)及び人権課題解消に向けた取組みを推進するための人権課題解消に係る非常勤講師(以下「人権課題解消に係る非常勤講師」という。)の任用等に関し、法令その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(生徒指導に係る非常勤講師及び人権課題解消に係る非常勤講師の定義)

第2条 この要綱における生徒指導に係る非常勤講師及び人権課題解消に係る非常勤講師とは、西宮市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年西宮市条例第18号)第2条第1項第1号に規定するパートタイムA職員である。

(勤務時間)

第3条 生徒指導に係る非常勤講師及び人権課題解消に係る非常勤講師の勤務時間は、1週間につき29時間とし、その割り振りは、学校長が別に定める。また、週の勤務日数は5日とする。

(基本報酬)

第4条 基本報酬は、月額225,300円とする。

(実施細目)

第5条 この要綱に定めるもののほか、生徒指導に係る非常勤講師及び人権課題解消に係る非常勤講師の就業に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

(実施日)

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成30年6月18日から実施する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。